裁決の公告

東京弁護士会が平成25年２月５日に告知した同会所属弁護士　橋本　辰夫　会員（登録番号9602）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年７月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成26年７月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 26 年７月 23 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成25年７月11日に告知した同会所属弁護士　駒場　　豊　会員（登録番号15852）に対する懲戒処分（業務停止４月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年７月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年７月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 26 年７月 23 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成25年12月５日に告知した同会所属弁護士　窪田　四郎　会員（登録番号27072）に対する懲戒処分（業務停止４月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年７月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年７月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 26 年７月 23 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

奈良弁護士会が平成25年３月21日に告知した同会所属弁護士　川村　容子　会員（登録番号20111）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年７月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年７月24日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 26 年７月 24 日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

北海道公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその住所が知れないので、中小企業等組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 26 年８月 14 日

北海道知事　高橋はるみ

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

環境クリエート企業組合

北海道室蘭市中島町２丁目29番16号

教示

1　これらの処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができる。

2　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に、北海道（この場合において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分があったことを知った日（上記１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から６箇月を経過したとき又は当該処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳（40～50歳くらい）、男性、身長165㎝、痩せ形、白髪混じり、腹部に３㎜のほくろ、死亡時の服装、黒色キャップ帽、水色ウインドブレーカー、紺色のスウエット、黒色安全靴

上記の者は、平成26年５月21日、杉並区立成宗公園内にて死亡。身元不明のため火葬し、遺骨を保管しています。心当たりのある方は、当区杉並福祉事務所まで申し出てください。

平成 26 年８月 14 日

東京都　　杉並区長　田中　　良

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

青森県弘前市大字植田町九番地

みちのくデンタル株式会社

清算人　秋本　　博

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

青森県上北郡東北町字上笹橋三番地の三

有限会社高松金物店

清算人　高松　捷一

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

青森県八戸市大字市川町字下揚一番地一

八通ワークサービス株式会社

代表清算人　田中　信明

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

青森県弘前市大字植田町九番地

みちのくデンタル株式会社

清算人　秋本　　博

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

青森県上北郡東北町字上笹橋三番地の三

有限会社高松金物店

清算人　高松　捷一

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

青森県八戸市大字市川町字下揚一番地一

八通ワークサービス株式会社

代表清算人　田中　信明

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

仙台市泉区加茂二丁目二四番地の一〇

有限会社ソーワ科学

清算人　三塚　直子

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

仙台市青葉区一番町二丁目四番一号

株式会社サンシティ

代表清算人　米川　　淳

解散公告

当社は、平成二十六年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

埼玉県越谷市千間台西三丁目一番地パークタウン一一五〇四

修文館出版株式会社

清算人　鈴木伊和雄

解散公告

当社は、平成二十六年二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十四日

千葉県市川市南四丁目四番七号

愛光工業株式会社

代表清算人　澤田　和也